

米国における著作権者人格権保護

——ベルヌ条約加入時の議論を振り返って——

小 野 奈 穂 子[※]

- I はじめに
- II ベルヌ条約における著作権者人格権
- III ベルヌ条約加入時の米国における議論
- IV 当時の米国における著作権者人格権の保護状況
- V ベルヌ条約加入後の米国の状況—VARA（1990年視覚芸術家権利法）
- VI 結論

I はじめに

情報化社会の到来とともに、著作権の保護客体である著作物の財産的側面がますます増大し、著作物は重要な経済財となっている¹⁾。そして、デジタル技術の進展は、著作物の流通を革命的に増大させている（「情報の流通革命」²⁾）。

このような環境の劇的変化に対して、著作権法のパラダイムの変革を求める声が高まっている³⁾。たしかに最近とくに頻繁に我が国著作権法の改正が行われているが、「人格権を重視し、かつ財産権に関しては物権的構成に囚われているという、19世紀的な基本的パラダイム⁴⁾」は変わっていない。なかでも、我が国著

『一橋法学』（一橋大学大学院法学研究科）第9巻第2号2010年7月 ISSN 1347 - 0388

※ 一橋大学大学院法学研究科博士課程。なお本稿は、94年に法律学修士号を取得した米国ジョージタウン大学法律大学院においてエンターテインメント法セミナーで執筆した論文を加筆修正したものである。

1) 中山信弘『著作権法』（有斐閣、初版第5刷、2010）6頁。

2) 中山・前掲注1)8頁。

3) 中山・前掲注1)2-9頁参照。その他、田村善之『機能的知的財産法の理論』（信山社、1996）183頁以下、同「インターネットと著作権—著作権法の第三の波」アメリカ法1999年2号（日米法学会）202頁、井上由里子「電子化時代の著作権制度の課題—新たなパラダイムの模索」ジュリ1215号46頁（2002）等参照。他方、デジタル技術の進展により、むしろ著作権者人格権の実効的保護が求められるとするものとして、斉藤博「情報のデジタル化と著作権者人格権」山畠正男先生、五十嵐清先生、藪重夫先生古稀記念論文『民法学と比較法学の諸相Ⅱ』（信山社、1997）157頁参照。

4) 中山・前掲注1)3頁。

著作権法は、「財産的権利 (economic rights) とは別個に」著作者人格権⁵⁾の保護を要求するベルヌ条約⁶⁾(第6条の2)を基礎とし、同条約における著作者人格権の保護強化に歩調を合わせてきた結果、「世界的に見ても最高水準⁷⁾」にあるほど強力に著作者人格権を保護している。

では、著作者人格権は、具体的にどのような場面で著作物の利用・流通の障害となるか。この点、著作者人格権に対する抵抗も原因となり(詳細は後述)1989年までベルヌ条約に加入しなかった米国での、加入前の次の事例が格好の素材を提供する。

画家Crimiは、教会の依頼を受けて、フレスコ画を制作した。契約によると、画家には十分な報償が支払われる一方で、教会には著作物の完全な所有権が帰属することとなっていた⁸⁾。しかし、Crimiのキリスト描写に対し、多くの教区民があまりに胸部を露わにしていると感じて異議を唱えたため、数年後、高まる批判に対応すべく、教会は画家に何ら相談や通告さえすることなく、フレスコ画を塗り替えてしまった⁹⁾。塗り替えを見つけたCrimiは訴訟を提起し、被告の費用による上塗り作品の除去と自己の作品の復元、予備的に著作者人格権侵害に基づく金銭賠償を求めた。しかし、ニューヨーク州裁判所は以下のように判示して、請求を棄却した¹⁰⁾。

芸術家が無条件で売り渡した後も自己の著作物について芸術的価値の保護に関する権利を有するという原告の主張は、当裁判所の判例上支持されない¹¹⁾。

彫刻家Serraは、米国一般調達局(U.S. General Services Administration)の委託を受け、大規模な作品「Tilted Arc(傾斜するアーチ)」を広場に制作した。そ

5) 「著作者人格権 (moral rights)」は多義的であるが、本稿では後述するように、ベルヌ条約上の著作者人格権を意味する。

6) 文学的及び美術的著作物保護に関するベルヌ条約(Berne Convention for the Protection of Literary and Artistic Works)(1887年12月5日発効)(http://www.wipo.int/treaties/en/ip/berne/trtdocs_wo001.html)。現在の加盟国は164ヶ国で、我が国は1899年4月18日に加入している(最終アクセス2010年4月10日)。

7) 中山・前掲注1)360頁。

8) *Crimi v. Rutgers Presbyterian Church*, 89 N.Y. 2d 813, 814-19 (N.Y. Sup. Ct. 1949)。

9) 89 N.Y. 2d at 815。

10) 同上。

11) 89 N.Y. 2d at 819。

の後、米国一般調達局による撤去決定に対し、Serraは特定の場所のために制作された作品の撤去は表現の自由を侵害すると主張し、撤去の差し止めを求めた¹²⁾。米国一般調達局は、「Tilted Arc」の撤去は同著作物の社会的・環境的影響を理由に決定されたと主張したが、真の撤去理由が美的価値によるものであろうことを疑う余地は十分にあった¹³⁾。だが、第2巡回区控訴裁判所は次のとおり判示した。

芸術は憲法修正第一条に言う表現に該当するが、彫刻家が売り渡した時点で、当該彫刻における彼の表現の自由は放棄され、よって米国政府は自由に当該芸術的表現を改変(modify)、破壊(destroy)できるのであり、「Tilted Arc」の芸術的表現は米国政府に帰属する¹⁴⁾。

これらの判例が示すように、少なくともベルヌ条約加入前の米国において、著作物をいったん無条件で譲渡した後は、著作権者は著作物における表現の自由さえ放棄したと考えられていた。米国において、著作権者人格権を受容することは極めて困難な問題であったのである。しかし、1989年に米国はベルヌ条約に加入した。このとき議会は、ミニマリスト・アプローチ、すなわちベルヌ条約上の義務を遵守するために本質的な点のみ国内法を修正すれば足りるとする手法をとり、著作権者人格権については既存法により十分に保護されているとして、何ら改正を行わず加入した。にもかかわらず、加入後わずか1年で1990年視覚芸術家権利法(Visual Artists Rights Act, 以下「VARA」という)を成立させた。訴訟にはなっていないが、次の事件が引き金の一つになったようである¹⁵⁾。

二人のオーストラリアの実業家がPicassoの1959年の作品である「Trois Femmes (三人の女)」を購入した。彼らは、それを1インチ角の細切れにし、それぞれをキャンバスに載せ、Picassoの真正品を買う貴重な機会と唱って販売

12) *Serra v. U.S. Gen. Servs. Admin.*, 847 F. 2d 1045 (2d Cir. 1988)。その前審(二件あり)でニューヨーク州南部地方裁判所は、Crimiの契約、著作権、商標及び州法に基づく請求は棄却したが、修正第一条に基づく請求について略式判決を認容した。664 F.Supp. 798 (S.D.N.Y. 1987), 667 F.Supp. 1042 (S.D.N.Y. 1987)。

13) 847 F. 2d at 1050。

14) *Id.* at 1048-49。

15) H.R. Rep. No. 101-514, at 17 (1990)。

したのである。ある意味画期的であり、当時のコメントにあるように「このような商売手法が上手く行くようであれば、他の傑作を買って切り刻む人が出てくるだろう」¹⁶⁾。

著作者人格権と著作物の利用・流通ないし著作権の経済的機能との関係に照らし、米国がどのようにベルヌ条約上の著作者人格権の保護要請を克服したかを正確に把握することにより、我が国著作権法への何らかの示唆が得られるのではないか、というのが本稿の問題意識である。ただ本稿は、当時の米国の状況を正確に把握することに主眼を置いており、我が国著作権法の基本的パラダイムを変換すべきことを前提とするものではない。

この点、著作者人格権一般に関する研究¹⁷⁾や米国著作権制度一般に関する研究¹⁸⁾は多数存在する。また、米国のベルヌ条約加入時の一般的議論に関する研究¹⁹⁾もあるが、ベルヌ条約加入前後の米国の著作者人格権保護の状況を分析する研究はほとんど見当たらない。

そこで本稿では、米国のベルヌ条約加入時の立法経過や加入前後の状況に焦点

16) Charles Ossola, *Law for Art's Sake: Copyrights on the Integrity of Artists' Works Will Prevent Mutilation or Denigration of Their Creation*, THE RECORDER at 6 (1991年1月8日)。

17) 2006年の著作権法学会では、まさに「著作者人格権の総合的考察」をテーマに学会が開催された。著作権法学会『著作権研究』33号(2008)。潮見佳男「著作者人格権の性格—著作者人格権と民法上の人格権」、大淵哲也「著作者人格権の主体」、松田政行「著作者人格権の類型と射程範囲」、斉藤博「著作者人格権と条約」等を収載する。その他、斉藤博「著作者人格権の本質」コピライト548号2頁(2006)、著作者人格権の比較研究として、戸波美代「著作者人格権に関する一考察—法制比較の試み(1)–(3)」筑波法政22号113頁(1997)、26号47頁(1999)、28号133頁(2000)参照。

18) Ginsburg教授の研究(後掲注58)参照)等、著作権制度に関する米国での議論を掘り下げて分析するものとして、小泉直樹『アメリカ著作権制度—原理と政策』(弘文堂、初版2刷、2007)参照。その他、田島裕「アメリカ著作権法の歴史的展開」『英米企業法』(信山社、2006)、白鳥綱重『アメリカ著作権法入門』(信山社、2004)、高林龍翻訳監修『英和対訳 アメリカ著作権法とその実務』(雄松堂、2004)、内藤篤訳『米国著作権法詳解—原著第6版』(信山社、2003)、白田秀明『コピーライトの史的展開』(信山社、1998)等参照。また、森村進『ロック所有論の再生』(有斐閣、1997)は、法哲学の視点から米国判例で便法として利用されるロックの法的思想と著作権制度との適合性を論じる。

19) ジェシカ・リットマン(大楽光江訳)「アメリカ合衆国のベルヌ条約加入」著作権法学会『著作権研究』16号1–17頁(1989)に詳しい。またベルヌ条約自体のローマ会議等における議論や我が国を含めた各国比較研究は、小畑真一「著作者人格権および一般的人格権についての実質的一考察」同27–56頁参照。

をあて、著作者人格権の問題をどのように取り扱ってきたかを考察する。そのため、以下では、ベルヌ条約における著作者人格権の内容を確認したうえで(Ⅱ)、米国の状況について、ベルヌ条約加入時の議論(Ⅲ)、当時の著作者人格権保護の状況(既存法による著作者人格権保護(著作権法、商標法、州法、名誉毀損、プライバシーを含む))(Ⅳ)、並びにベルヌ条約加入後とくにVARAの内容(Ⅴ)を順に検討する。

Ⅱ ベルヌ条約における著作者人格権

1 著作者人格権の一般的概念

本稿では、ベルヌ条約における著作者人格権の概念に基づいて論じるが、「著作者人格権(moral rights)」と一言で言っても、その概念は各国により様々に異なる。英米法系諸国では、「著作者人格権」という用語さえ使うことが躊躇されている。したがってまず、著作者人格権の一般的概念を示すべきであろう。

一般的に、著作者人格権は、次のとおり多面的な内容を有する。

- (i) 氏名表示権(right of attribution (right of paternity))
著作物の著作者として認知される権利、及び第三者が著作者として認知されることを妨げる権利
- (ii) 同一性保持権(right of integrity)
著作物が切除(mutilated)又は変更(distorted)されないよう主張する権利
- (iii) 公表権(開示権)(right of publicity (right of disclosure))
著作物をいつ、どのような形式で公に呈示するか決定する権利
- (iv) 撤回権(回収権)(right of withdrawal (right to recall))
例えば著作物の主題に対する著作者の見解が画期的に変化した場合に著作物の複製を回収する権利
- (v) 過剰な批判を妨げる権利(right to prevent excessive criticism)
著作物は著作者の人格の延長であるという理由に基づき、著作物に対する濫用的な、悪意の攻撃を妨げる権利
- (vi) 著作者の人格に対するその他攻撃からの救済を求める権利(right to relief

from other assaults upon the artist's personality)

著作物の性質に基づく、例えば著作者の名誉、職業的地位又は個人的見解に対する攻撃を妨げる権利²⁰⁾

著作者人格権の保護は、上記のように多様な内容の権利を含むため、具体的にどのような保護が与えられるかもまた多様になる。かかる多様性は、保護範囲に関する以下の論点からも考察できる。

- (i) 著作者人格権は、譲渡又は放棄できるか否か
- (ii) 著作者人格権は、著作者の死後も保護されるか否か
- (iii) 職務著作において、著作者人格権はどのように取り扱われるか
- (iv) 著作者人格権は、「フェア・ユース」による制限をどの程度受けるか

2 ベルヌ条約における著作者人格権

ベルヌ条約上、著作者人格権は第6条の2に次のとおり規定されている²¹⁾。

- (1) 著作者は、その財産的権利とは別個に、この権利が移転された後においても、著作物の創作者であることを主張する (claim authorship of the work) 権利及び著作物の変更 (distortion)、切除 (mutilation) その他の改変 (modification) 又は著作物に対するその他の侵害 (derogatory action) で自己の名誉又は声望を害するおそれのあるものに対して異議を

20) Craig Joyce et al., COPYRIGHT LAW (第二版, 1991) at 601 n. 29. Diamond教授は、著作者人格権を次のとおり定義する。

著作物の著作者として認められる権利、第三者が当該著作物の著作者として認められることを防止する権利、第三者が現実には著作していない著作物の著作者性を自己に帰属させることを妨げる権利、第三者が著作物の形状的変更を行うことを妨げる権利、著作者の見解をもはや表現していない場合に、公表され、既に流通する著作物を取り下げる権利、並びに第三者が著作物又は著作者の名前を自己の職業的地位と反映されるかのように利用することを妨げる権利

Diamond, *Legal Protection for the "Moral Rights" of Authors and other Creators*, 68 TRADEMARK REP. 244, 244-245 (1978)。上記で明らかとなっており、Diamondの定義によると公表権や過剰な批判を妨げる権利は含まれない。

21) 著作者人格権に関する規定は1886年9月9日採択当初にはなく、1928年のローマ会議において著作者人格権の規定第6条の2が新設された。Amarnick, *American Recognition of the Moral Right: Issues and Options*, 29 COPYRIGHT L. SYM. (ASCAP) 31, 31 (1984)。

現行条約は1971年のパリ改正条約である (1975年4月24日に発効)。その後1979年に修正されているが、著作者人格権に関する規定は変更されていない。

申し立てる権利を保有する。

- (2) (1)の規定に基づいて著作者に認められる権利は、著作者の死後においても、少なくとも財産的権利が消滅するまで存続し、保護が要求される国の法令により資格を与えられる人又は団体によつて行使される。もつとも、この改正条約の批准又はこれへの加入の時に効力を有する法令において、(1)の規定に基づいて認められる権利のすべてについて著作者の死後における保護を確保することを定めていない国は、それらの権利のうち一部の権利が著作者の死後は存続しないことを定める権能を有する。
- (3) この条において認められる権利を保全するための救済方法は、保護が要求される同盟国の法令の定めるところによる²²⁾。

「著作者人格権 (moral rights)」という用語は題名にとどまっている。著作者人格権の規定である第6条の2を導入した1928年ローマ会議において、英国やオーストラリアといった英米法系諸国の反対により条文における「著作者人格権」という用語の明記は避けられ、英米法の法理である名誉毀損や不正競争における「名誉又は声望 (honor or reputation)」といった用語に置き換えられたのである。続く1948年ブリュッセル会議において、第6条の2の保護範囲拡大が試みられたが、実現しなかった。ベルギーは、フランスやオーストリアの支持下「名誉又は声望 (honor or reputation)」を「精神的利益 (spiritual interests)」に変更しようとしたが、英米法系諸国はかかる変更の阻止に成功したのである。曖昧かつ一般的にすぎ、英米法理念に基づいて受容できる概念に整合しないという理由からである²³⁾。

(1) 著作者人格権の内容

ベルヌ条約は、公表の有無にかかわらず²⁴⁾、かつ「表現の方法又は形式 (mode or form) のいかに問わず」「文芸、学術及び美術の範囲に属するすべての制作物」に対して適用されることを明記する²⁵⁾。ここで、経済的権利としての著作権

22) 和訳は、外務省による (http://www3.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/treaty/pdf/B-S50-0113_1.pdf) (最終アクセス2010年4月10日) (ベルヌ条約につき以下同様)。

23) Sam Ricketson, *THE BERNE CONVENTION FOR THE PROTECTION OF LITERARY AND ARTISTIC WORKS: 1886-1986* (1987) at 463-464, n. 39.

と著作者人格権の保護の客体に区別を設けていない。何らかの有形媒体による「固定性 (fixation)²⁶⁾」がない点で、経済的権利としての著作権の保護の客体範囲がすでに、米国著作権法のそれより広い。

著作者人格権に限定すると、上記第6条の2第1項に見るように、前述の著作者人格権の多面的な内容のすべてが規定されているわけではなく、氏名表示権と同一性保持権のみを認めている²⁷⁾。氏名表示権は「著作物の創作者であること(著作者性)を主張する権利」と定義するのみであるが、著作者性を否定する権利も含まれると解されている²⁸⁾。他方、同一性保持権に関し、著作物に対する変更(distortion)や改変(modification)又は侵害(derogatory)行為を妨げる権

24) ベルヌ条約第3条第1項(a)は次のとおり規定する。

第3条

(1) 次の者は、次の著作物について、この条約によつて保護される。

(a) いずれかの同盟国の国民である著作者その著作物(発行されているかどうかを問わない。)

25) ベルヌ条約第1条及び第2条第1項は次のとおり規定する。

第1条

この条約が適用される国は、文学的及び美術的著作物に関する著作者の権利の保護のための同盟を形成する。

第2条

(1) 「文学的及び美術的著作物」には、表現の方法又は形式のいかんを問わず、〔途中省略〕文芸、学術及び美術の範囲に属するすべての製作物を含む。

26) 17 U.S.C. § 102 (a)。

27) Dan Rosen, *Artists' Moral Rights: A European Evolution, An American Evolution*, 2 CARDOZO ARTS & ENT. L. J. 155, 176 (1983)。Carol Ludolph & Gary Merenstein, *Authors' Moral Rights in the United States and the Berne Convention*, 19 STETSON L. REV. 201, 207-208 (1989)。

28) これは米国の規定ぶりに関して問題となるが(詳細は後述)、米国では、著作者性を否定する権利について、「自己が創作していない」場合の他同一性保持権との関連でのみ認められている。しかし、ベルヌ条約を所管するWIPO(世界知的所有権機関)の解説によると、「著作者は自己の著作物でない著作物に自己の名前を付すことを拒絶できるのみならず、誰も、全く創作していない者の氏名を著作物に付すことによって、当該第三者の氏名を冒用することはできない。」Claude Madouye, WIPO, GUIDE TO THE BERNE CONVENTION FOR THE PROTECTION OF LITERARY AND ARTISTIC WORKS (1978), 41 n. 113。すなわち、著作者性を否定する権利に関し、「自己の著作物でない著作物」と「全く創作していない」著作物とを区別していることからすると、氏名表示を妨げる権利は、著作者が全く創作していない場合だけでなく、当初創作したが後に変更されて自分の著作物でなくなった場合にも保護されることになる。確認するように、次の記載もある。「氏名表示を妨げる権利は、許諾のないあらゆる変更の場合にも適用される。なぜなら、かかる変更はある著作物を自分の著作物でないものにするからである。」同上。

利は、「名誉又は声望を害するおそれがある」限度でのみ認められる。過剰な批判を妨げる権利や人格に対する攻撃を妨げる権利は、かかる侵害が同一性保持に影響する限度で保護されることになる。

なお、同一性保持権に関し、著作物の完全な破壊は第6条の2に規定される「侵害 (derogatory action)」という用語では網羅されない²⁹⁾。ブリュッセル会議においてハンガリーは、侵害行為の一覧に著作物の「破壊 (destruction)」を加えるよう要求したが、この提案は、英米法における財産権概念と相容れないという懸念から受け入れられなかった³⁰⁾。第6条の2の文言上規定されていない著作物の破壊からの保護、その他著作人格権の保護は加盟国の裁量に委ねられたのである³¹⁾。

また、Ricketson教授は、明示的規定がないにもかかわらず、公表権もベルヌ条約より導かれると主張する。「この主張の基礎は、保護の例外を扱う条項、例えば第10条及び第10条の2³²⁾にある。これらの条項は公表された著作物の利用に関するものであるが、実質的に、同様の例外は公表されていない著作物に対して

29) Ricketson・前掲注23) at 470。

30) 同上。

31) ブリュッセル会議は、次のとおり結論した。

「第6条の2は…著作物の破壊を明示的に禁止していないが、加盟国は、各国内法において文芸及び芸術作品の破壊を禁止する何らかの措置を取るべきであるという見解を有することを明らかにする。」

Ricketson・前掲注23) at 427 (1948年ブリュッセル会議の決議を引用)。

ただ、同会議において、同条1項の「変更」や「切除」等に加え、「又は著作物に対するその他の侵害」という文言が加えられた。小畑・前掲注19)32頁参照。

32) ベルヌ条約の第10条第1項及び第10条の2第1項は、次のとおり規定する。

第10条

(1) 既に適法に公衆に提供された著作物からの引用（新聞雑誌の要約の形で行う新聞紙及び定期刊行物の記事からの引用を含む。）は、その引用が公正な慣行に合致し、かつ、その目的上正当な範囲内で行われることを条件として、適法とされる。

第10条の2

(1) 新聞紙若しくは定期刊行物において公表された経済上、政治上若しくは宗教上の時事問題を論議する記事又はこれと同性質の放送された著作物を新聞雑誌に掲載し、放送し又は有線により公に伝達することを、そのような掲載、放送又は伝達が明示的に禁止されていない場合に認める権能は、同盟国の立法に留保される。ただし、その出所は、常に明示しなければならない。この義務の違反に対する制裁は、保護が要求される同盟国の法令の定めるところによる。

は認められるべきでないことが導かれる³³⁾。」しかしながら、公表権がベルヌ条約において認められているとすることは難しいだろう。第一に、著作物をいつ、どのような形式で公表するかを著作者が決定する権利を明記する条文は見当たらない。これは、英米法系諸国において公表権が経済的権利として認められていることにも整合する。第二に、ベルヌ条約上、撤回権については条文を何ら置いていない。

(2) 著作者人格権の保護範囲に関する論点

(i) 著作者人格権は譲渡又は放棄できるか否か

第6条の2は文言上、著作者人格権の不可譲性について曖昧である。同条は「財産的権利とは別個に、この権利が移転された後においても」著作者人格権が付与されると規定するが、かかる権利が譲渡又は放棄できるかについての言及はない³⁴⁾。

(ii) 著作者人格権は、著作者の死後も保護されるか否か

ベルヌ条約第6条の2第2項によると、著作者人格権は、経済的権利同様、著作者の死後50年の保護が認められる³⁵⁾。1967年のストックホルム改正会議では、ブリュッセル会議で加えられた「生存中」という文言が削除され、「少なくとも財産的権利が消滅するまで」存続することとなった。著作者の死後まで保護を延長することは任意でなく条約上の義務とする改正も行われた。同時に第2項後段部分が加えられたが、これは英米法系諸国への配慮に基づく³⁶⁾。

欧州理事会は、1995年1月1日までに死後70年とする延長を認める指令を公表し³⁷⁾、その後米国も追随した³⁸⁾。いずれにせよ、ベルヌ条約は相互主義を採用していないので、国内法の動向は外交圧力の役割を果たすにすぎない。

33) Ricketson・前掲注23) at 476。

34) 我が国同様、フランス、セネガル、ベニン及び中央アフリカ共和国は、著作者人格権の不可譲性を規定する。Ricketson・前掲注23) at 467 n. 510。

35) ベルヌ条約第7条第1項は、次のとおり規定する。
この条約によつて許与される保護期間は、著作者の生存の間及びその死後五十年とする。

36) 小畑・前掲注19) 32頁参照。

37) 欧州理事会指令第93/98号(1993年10月29日), *Harmonizing the term of protection of copyright and certain related rights*, O.P.J. (A 219)。

(iii) 職務著作における著作権者人格権の取扱い

ベルヌ条約には、職務著作³⁹⁾に関する規定もない。「著作権」の厳密な定義は、加盟国の裁量に委ねられている⁴⁰⁾。

(iv) 著作権者人格権に対する「フェア・ユース」による制限

ベルヌ条約は、第10条において「公正な慣行に合致する (compatible with fair practice) (強調筆者)」ことを条件として著作物からの引用を許容するが⁴¹⁾、一般命題にすぎず、保護範囲はやはり加盟国の裁量に委ねられている。

以上に見るように、ベルヌ条約における著作権者人格権保護は最小限にとどまっている。各国が文化的社会的背景を顕著に異にすることを考えると、このように本質的に文化的な論点を規律しようとする国際条約において各国の裁量に委ねるべき点が多いことは不可避であろう。

Ⅲ ベルヌ条約加入時の米国における議論

米国は、1988年10月31日にベルヌ条約施行法 (Berne Convention Implementation Act, 以下「BCIA」という)⁴²⁾を成立させ、1989年3月1日にベルヌ条約に加入した。英国等英米法系諸国も含めた主要国に100年以上も遅れてのことである。

米国が一世紀に亘り本条約への加入を拒絶していた理由は、次のとおりである⁴³⁾。第一に、米国にとって、著作権を含めた知的財産の優先順位は低かった。知的財産分野における強みを認識するまで、特に20世紀前半の米国の国内経済は重工業に依拠していた。第二に、ベルヌ条約の一定の条項は、米国著作権法と本質的に抵触していた。

38) Pub. L. No. 105-298, 112 Stat. 2827-2828 (17 U.S.C. § § 302, 304を改正) (1998)。著作権の種類に応じて20年延長した。原則、死後70年であるが、職務著作等は公開から95年又は創作から120年まで延長され、この点が争われたのが、*Eldred, et al. v. Ashcroft*, 537 U.S. 186 (2003)である。

39) 17 U.S.C. § 201 (b)参照。米国の職務著作法理によると、雇用主又は委託者が著作権法上の著作権者とみなされる。

40) WIPO ガイド・前掲注28) at 93。詳細な分析は大淵・前掲注17)参照。

41) 前掲注32)参照。

42) Pub. L. No. 100-568, 102 Stat. 2853 (1988) (以下「BCIA」という)。

43) 1920年代からの米国におけるベルヌ条約加入の試みや方式要件等改正必要な事項について、リットマン・前掲注19)に詳しい。

しかし、90年代に至って、知的財産は国際貿易における米国の輸出において重要な割合を占めるようになった。そして、ベルヌ条約への加入の必要性は、米国の著作物や特許品の海賊版や模倣品の横行による貿易損失⁴⁴⁾をきっかけに急激に高まったのである⁴⁵⁾。

ただ、ベルヌ条約に加入するためには、米国著作権法の相当の改正が必要であった。主要なものとして、方式要件と著作者人格権が挙げられる。

1 方式要件

ベルヌ条約は、著作権保護のためにいかなる方式要件も排除すべきことを明記している⁴⁶⁾。他方、米国著作権法は、2世紀に亘って登録、著作権表示や記録等の方式要件を堅持しており、所定の方式に従わないと、著作権の喪失が生じ得た⁴⁷⁾。

BCIAは、この方式要件については相当の改正を行った。まず、同法発効時以

44) 著作権に関する国際的枠組みへの不参加は、米国ビジネスにとって240億ドルの損害をもたらした。International Trade Commission (国際取引委員会、以下「ITC」という)、*Foreign Protection of Intellectual property and its effect on U.S. Industry and Trade* (1988)。その他、以下参照。ITC IP Study, *U.S. Firms Lose Billions Annually to Foreign Piracy*, 5 INT'L TRADE REP. (BNA) 290 (1988) (知的財産の外国海賊版によって、年430億から600億ドルの被害を受けているとする)。Effects of Foreign Product Counterfeiting on U.S. Industry, USITC PUB. 1479, XVII, 4-13 (1984) (外国海賊版によって、5つの産業分野で1982年に131,000人の失業者が生まれたとする)。

45) ベルヌ条約加入前、米国は国際的に著作権を保護する手段として、1955年に加盟したUniversal Copyright Convention (万国著作権条約、以下「UCC」という)に加え、二国間条約を多用してきた。しかしながら、米国はUCCを所管するUNESCOから脱退したため、UNESCOの政策について影響力を及ぼすことは難しい状況となった。加えて、UCCと比較すると、ベルヌ条約はより実体法的で、加盟国もより拡大していた。したがって、米国にとって、国際的に著作物を保護する最適手段はベルヌ条約に加入することであった。

46) ベルヌ条約第5条(2)は、次のように規定する (参考のため(1)も引用)。

(1) 著作者は、この条約によつて保護される著作物に関し、その著作物の本国以外の同盟国において、その国の法令が自国民に現在与えており又は将来与えることがある権利及びこの条約が特に与える権利を享有する。

(2) (1)の権利の享有及び行使には、いかなる方式の履行をも要しない。その享有及び行使は、著作物の本国における保護の存在にかかわらない。したがって、保護の範囲及び著作者の権利を保全するため著作者に保障される救済の方法は、この条約の規定のほか、専ら、保護が要求される同盟国の法令の定めるところによる。

降に公表された著作物に関し表示要件を排除した。よって、1989年3月1日以降に公表された著作物については、著作権の表示は許容されるが、表示しないからといって著作権が剥奪されるわけではない⁴⁸⁾。また、登録に関し、BCIAは二段階アプローチをとり、著作権侵害訴訟提起のための登録要件は国内著作物についてのみ課され、米国外のベルヌ条約加盟国を本国とする著作物については任意となった⁴⁹⁾。さらに、著作権の承継人が著作権侵害訴訟を提起する際に要求されていた記録要件も義務ではなくなった⁵⁰⁾。

2 著作者人格権

(1) 当時の米国における著作者人格権に対する理解

ベルヌ条約は、一般的にすべての文学・芸術作品における著作者人格権を保護する。ベルヌ条約に加入する前、米国の裁判所は「著作者人格権は、〔米〕国では認められていない」と考えていた⁵¹⁾。より明確には、次のような判示もある。

米国著作権法は、現行規定の文言上、著作者の人格的な権利でなく経済的な権利を保護することを目的としており、著作者人格権を認めておらず、かつ、その侵害に対する請求事由を提供していない⁵²⁾。

BCIAに関する議会の公聴会において、Patterson教授は米国著作権法の現状について次のとおり陳述した。

我々は、著作権を著作者の権利として語り続ける一方で、出版社の権利とし

47) これらの方式要件は米国著作権法の「固定性 (fixation)」要件を前提とする (17 U.S.C. § 102(a))。著作権表示とは、いわゆる「©〔第一公表年、主著作権者名〕」のことで、これは前掲注45)にあるUCCにも取り込まれた (第3条第1項)。米国著作権法上、かかる表示要件を充たすため、著作権局への登録や国会図書館への寄託が要求されていた。また、権利承継についても著作権局への記録が義務づけられていた。米国の方式要件についての詳細は、菱沼剛「国際規範としての無方式主義が及ぶ範囲」知的財産法政策学研究12号115頁 (2006)、128-130頁参照。

48) 17 U.S.C. § 401(a)及び§ 405(a)。

49) 17 U.S.C. § 411。当時、国内著作物に対するこのような逆差別的登録要件を削除すべきとする法案が議会に提出されたが、成立しなかった。削除されたのは、1998年10月28日に成立したデジタル・ミレニアム著作権法による (Pub. L. No. 105-304)。

50) 17 U.S.C. § 205。

51) *Miller v. Commissioner*, 299 F.2d 706, 709 n.5 (2nd Cir. 1962)。

52) *Gilliam v. Am. Broad. Cos.*, 538 F. 2d 14, 24 (2nd Cir. 1976)。

て取り扱い続けてきた。そして、議会が公益のために著作権法案を成立させる一方で、裁判所は同法を著作権の所有者の利益のために解釈する傾向にある⁵³⁾。

同教授は続けて、次のとおり述べている。

現行著作権法は著作権者の経済的権利を保護するが、著作者の人格権や創作努力 (creative labors) から利益を受ける公衆の権利を保護するものではない。著作者は、米国著作権法の下では、第一義的でなく、単なる付随的な受益者 (an incidental, not a primary, beneficiary) にすぎない⁵⁴⁾。

米国著作権法は、憲法に示された原則に基づき⁵⁵⁾、著作者に創造するための経済的インセンティブを与え、その究極の目的を公共の福祉を促進することに求める⁵⁶⁾。すなわち、米国著作権法は経済的理念に基づいているのであり、究極には財産法を源泉とする。「コピーライト」という用語は、著作者から分離された非人格的なもので、著作権に対する英米法の一般理念は、著作者の創作に対する時間や努力、資本への投資を保護することにある⁵⁷⁾。

対照的に、自然法原理に影響されたフランスやイタリアその他の欧州諸国は著作者人格権を明示的に認めている。著作者人格権の概念を、著作者の著作物を経

53) Berne Convention Implementation Act of 1987: Hearings on H.R. 1623 Before the Subcommittee on Courts, Civil Liberties, and the Administration of Justice of the House Committee on the Judiciary, 100th Cong., 1st & 2nd sess. at 106 (Patterson ジョージア大学教授の陳述) (1987年6月17日) (以下「公聴会」という)。

54) 同上103頁。

55) 米国憲法第1条8節8項は、次のとおり規定する。

〔連邦議会は次の権限原を有する。〕著作者および発明家に、一定期間それぞれの著作および発明に対し排他的権利を保障することによって、学術および技芸の進歩を促進すること。

和訳は、在日米国大使館による (<http://tokyo.usembassy.gov/j/amc/tamcj-071.html>) (最終アクセス2010年4月10日) が、原文「exclusive right」について、「独占的権利」でなく「排他的権利」と修正した。

56) 最高裁判所は、上記憲法条項の理論的解釈について、次のとおり述べた。

議会に特許権及び著作権を付与する権限を与えた同条項の基底にある経済的理念は、個人的利益が付与される個人的努力を奨励することが、科学及び有用技術において著作者及び発明者の才能を通じて公共の福祉を促進させる最良の道であることを承認するものである (強調筆者)。

Mazer v. Stein, 347 U.S. 201, 219 (1954)。

57) Joyce・前掲注20) at 3。

済的創作としてではなく、著作者個人の人格の延長とみるのである⁵⁸⁾。

かかる自然法的発想に理解を示すDavitt教授は、「人は、自己の能力でできる限りの最高の発展、すなわち自己実現を達成しようとするのである」と述べる⁵⁹⁾。「人の中には、善に対する自然的、自発的衝動がある」⁶⁰⁾というThomas Aquinas聖人の推論を受容する社会が、かかる自己実現の追求を容認すべきは明らかである。自然法や著作者人格権の基底に流れる基本理念は、個人的表現による個人的、社会的な自己実現の追求である。したがって、法が著作者を自己表現する個人として承認すればするほど、かかる法は自然法や著作者人格権概念と符合することとなる⁶¹⁾。

著作者が創作し、自己実現を達成しようとし、最高の発展を遂げようとするのであれば、自己の創作の集成をコントロールすることが認められなければならない。とすれば、著作者は、いつ自己の著作物が最高のものとなって発表できるかを決定する権利、著作物が自己の見解を表すものではないと考えたときに回収する権利、同意なく著作物が修正(alter)又は切除(mutilate)されることを妨げる権利、並びに著作物の著作者として認知される権利を有しなければならない⁶²⁾。

以上のように、アカデミアでは著作者人格権に理解を示す学説も見られた。

58) 一般的に、次のように考えられていた。

フランス法学者は、著作権(著作者の権利)を自然権としてみなしており、それは、フランスの法理念を台頭させたフランス革命の原理に深く根付いている。

DaSilva, *Droit Moral and the Amoral Copyright: A Comparison of Artist's Rights in France and the United States*, 28 BULL. COPYRIGHT SOC'Y U.S. AM. 1, 7-8 (1980)。

この点、小泉・前掲注18)において紹介されるGinsburg教授は、革命期のフランス著作権と初期の米国著作権法を立法資料に基づいて比較し、フランスにおいても、著作者の権利を中心としてでなく、公教育の促進の道具として著作権法が形成されてきたこと、他方米国においても、初期には著作者の労力に対する報償の必要性が認識されていたことを証明し、両者の親和性を主張する。Jane Ginsburg, *A Tale of Two Copyrights: Literary Property in Revolutionary France and America*, 64 TUL. L. REV. 991 (1990)。

59) Thomas E. Davitt, 1 SOUTHERN METHODIST STUDIED IN JURISPRUDENCE 30 (A. Harding 編集, 1954)。

60) D. Lloyd, INTRODUCTION TO JURISPRUDENCE at 77 (第二版, 1965) (T. Aquinas, SUMMA THEOLOGICA, Qu. 94, 第2編) 参照。

61) Rosen・前掲注27) at 176 n. 31。

62) 同上。

(2) ベルヌ条約加入への経緯

しかしながら、米国議会は、いわゆる「ミニマリスト・アプローチ」をとり、「既存の国内法による著作権者人格権の保護はベルヌ条約と整合している⁶³⁾」として、著作権者人格権に関して本質的な法改正を行うことなく、ベルヌ条約加入を実現した。

たしかに、前記Ⅱ章でみたように、ベルヌ条約における著作権者人格権保護は最小限にとどまっており、かなりの裁量が加盟国に委ねられている。米国がこの点を認識していたことは、事前に立ち上げられた作業部会（以下「ベルヌ条約加入作業部会」という）の「ベルヌ条約加入に関する作業部会最終報告書」（以下「最終報告書」という）にも次のとおり示されている。

米国の制定法や判例法における著作権者人格権保護に真に相当する実質的保護が付与されていること、他のベルヌ条約加盟国の保護において統一性がないこと、複数国の著作権法に著作権者人格権の規定がないこと、並びに加盟国に救済に関する規律が留保されていることを勘案すると、米国における著作権者人格権保護はベルヌ条約と整合する⁶⁴⁾。

続く審議において、議会は最終報告書をほぼ全面的に受け入れ、まず「〔ベルヌ条約に関する〕すべての法や議定書、並びに改正は、憲法その他の米国法上、当然には効力を有しない」と宣言し⁶⁵⁾、そのうえで「ミニマリスト・アプローチ」を次のように正当化した。

ベルヌ条約を遵守するために必要な著作権者人格権保護は、既存の法律により与えられている。既存の米国法は、著作権法やLanham法（商標法）、州法、その他名誉毀損（libel, defamation）や不正表示、不正競争等の判例法理を有する。これらすべての既存法は裁判所により適用され、著作権者が著作権者人格権侵害の結果受けた損害を救済してきた。著作権者人格権の分野における米国法の適用は、著作権者の権利と産業間の適度なバランスを求めてきたのであ

63) 公聴会198-99頁脚注24 (Irwin Karp ベルヌ条約加入作業部会議長の陳述) (1987年6月17日)。

64) *Final Report of the Ad Hoc Working Group on U.S. Adherence to the Berne Convention*, 10 COLUM. - VLA J.L. & ARTS 547 (1987)。

65) 134 CONG. REC. 28292, 28293 (1988年10月5日版)。

る⁶⁶⁾。

さらに議会は、次の宣言をBCIAに付記した。

本法による改正は、本法成立時に既に存在する法律と併せると、ベルヌ条約加入のために米国が果たすべき義務を充足するものであり、かかる目的のために承認又は創設されるべき更なる権利や利益はない⁶⁷⁾。

重ねて、BCIA 第3条(b)は、次のとおり明記する。

ベルヌ条約の規定、米国の同条約への加入、及び同条約における義務を米国が充足していることは、連邦法、州法又は判例法のいずれかに基づく請求であれ、次の権利について、著作物における著作権者の権利を何ら拡大又は縮減するものではない。

- (1) 著作物の著作権性を主張する権利、又は
- (2) 著作物の変更 (distortion)、切除 (mutilation) その他の変更 (modification)、又は著作物に対するその他の侵害 (derogatory action) で自己の名誉又は声望を害するおそれのあるものに対して異議を申し立てる権利⁶⁸⁾。

以上のように、ベルヌ条約に整合する著作権者人格権の事実上の保護は既存の米国法により与えられていると満足していたにもかかわらず、議会はベルヌ条約加入後わずか1年で1990年視覚芸術家権利法 (Visual Artists Rights Act, 以下「VARA」という)⁶⁹⁾ を成立させた。VARAは、連邦レベルで著作権者人格権を保護する内容となっており、上記「ミニマリスト・アプローチ」との矛盾を露呈させないためか、大規模法案の一部として通過した⁷⁰⁾。

66) *Id.* at 28302.

67) BCIA, sec. 2(3).

68) 同上。和訳は筆者によるが、内容はほとんどベルヌ条約第6条の2と同じである。

なお、BCIAが成立した同じ月に1988年国内映画保全法 (National Film Preservation Act of 1988) も成立しており、同一性保持権が限定的に認められていた。同法では、国会図書館が毎年「文化的、歴史的、美的に重要な」25作品を指定し、それらの著作物について、カラー化を含む本質的な変更がなされた場合に、その旨の警告を公衆に対して表示しなければならないとする。Pub. L. No. 100-446, 102 Stat. 1774 (1988)。しかし、同条項は1992年に廃止され、今はセルロイド映画の保全に限定されている。Pub. L. No. 102-307, 106 Stat. 273 (1992)。

69) Visual Artists Rights Act of 1990, Pub. L. No. 101-650, 104 Stat. 5089 (17 U.S.C. § 601-610) (1990年12月1日成立) (以下「VARA」という)。

国際的に著作権人格権をハーモナイズすることが困難であることを勘案すると、米国のミニマリスト・アプローチは正当化されよう。ただ、国際合意の目的が保護の最低基準を画することにあるとすれば、各加盟国が国際合意に至った最低限の保護を付与することは義務と考えられる。

IV 当時の米国における著作権人格権の保護状況

「ミニマリスト・アプローチ」の基礎となった既存の国内法とは、著作権法のみならず、Lanham法（商標法）、州法、その他名誉毀損や不正表示、不正競争等の判例法理を含む⁷¹⁾。以下では、それぞれの著作権人格権の保護状況を考察し、当時の米国において、著作権人格権がベルヌ条約に整合するために必要最小限の程度に保護されていたかを検証する。

1 著作権法

ベルヌ条約加入作業部会は、著作権法上「許諾のない『変更 (distortion)、切除 (mutilation) その他改変 (modifications)』は、作者の名誉や声望を害する否かにかかわらず、〔作者の二次的著作物を創作する権利〕侵害として訴求可能であろう⁷²⁾」と特筆した。

たしかに同一性保持権は、米国著作権法上、二次的著作物法理により保護されていると主張する学者もいる。しかし、かかる見解には疑問を呈さざるを得ない。著作権法によれば、二次的著作物の創作に基づく排他的権利は、作者でなく、著作権者に対して認められているからである⁷³⁾。

著作権法によると、著作権者は、二次的著作物を創作する排他的権利を有する。

70) 大規模法案とは、Judicial Improvements Act of 1990, Pub. L. No. 101-650, 104 Stat. 5089 (1990)である。その中には他の法律として、The Civil Justice Reform Act of 1990, The Federal Judgeship Act of 1990, The Federal Courts Study Committee Implementation Act of 1990, The Judicial Discipline and Removal Reform Act of 1990, The National Commission on Judicial Discipline and Removal Act, The Television Program Improvement Act of 1990, The Architectural Works Copyright Protection Act, and The Computer Software Rental Amendments Act of 1990等が含まれている。

71) 134 Cong. Rec. 28292, 28302 (1988年10月1日版)。

72) 最終報告書 at 547 n. 53 参照。

73) 17 U.S.C. § 106 (2)。

したがって、二次的著作物をコントロールする権利は、著作権者人格権でなく、著作権者の経済的権利に基づくものである。著作権が譲渡された場合、譲受人は許諾なく二次的著作物を制作した原作者に対して侵害請求をなしうることになり、かかる帰結は、著作権者人格権の概念と整合しない。

実際、同一性保持権は、著作権者と著作者が一致した場合という極めて限定的な場合において保護されてきた。例えば、*Midway Mfg. Co. v. Artic Int'l, Inc.* 事件である。同事件で、裁判所は、著作物たるビデオゲームの早いバージョンを制作したライセンシーは著作権侵害に至る程度に原告の著作物を改変していると判示した⁷⁴⁾。

排他的権利という側面からも、「著作権のある著作物のコピー又はレコードを、販売その他の所有権の移転又は貸与 (rental, lease or lending) によって公衆に頒布すること⁷⁵⁾」が認められているが、二次的著作物同様、この排他的権利も著作者でなく、著作権者に対して認められるものである。

ただ最高裁判所は、公表権に関し、特別な保護を認めている。*Harper & Row, Publishers, Inc. v. Nations Enterprise* 事件⁷⁶⁾は、Ford 元大統領の当時非公開の自叙伝の著作権が原告に譲渡されたところ、被告がその内容をスクープしたことに关する。最高裁判所は、最初に公表する権利は「一人の人間のみが第一公表者となりうる」ゆえに他の排他的権利と比較してより重要な意義を有するのであり、フェア・ユース抗弁を拒絶する方向に傾く権利であると判示した。

たしかに、公表権を他の排他的権利と区別して扱うべきかという問題は難しい論点であるが⁷⁷⁾、最高裁判所の公表権に対する特別な配慮は、ベルヌ条約を超える著作権者人格権の保護について何らかの示唆を与えるものである。

74) 704 F.2d 1009 (7th Cir. 1983)。

75) 17 U.S.C. § 106 (3)。

76) 471 U.S. 539 (1985)。

77) Joyce・前掲注20) at 807 n. 29。この論点は、議会でも、フェア・ユースが少なくとも一定程度非公表作品に対しても適用される立法を考慮した際に検討されたところである。H.R. 4263, 101st Cong., 2d Sess. (Kastenmeier 下院議員発言) 参照。

2 Lanham法(商標法)第43条(a)項

Lanham法第43条(a)項は、著作者の同一性保持権及び氏名表示権を保護するために活用されてきた⁷⁸⁾。同項の「虚偽の原産地表示」からの保護は著作者の氏名表示権保護に適用できるし、不正表示からの保護は同一性保持権の保護に適用できる⁷⁹⁾。

*Gilliam v. ABC*事件⁸⁰⁾は、原告の同意を得ることなく、TV局が原著作物を本質的に変更した形で編集して放映したことに関する⁸¹⁾。裁判所は、被告が公衆に対して原告著作物の「歪曲(garbled)」バージョンを提示したことはLanham法における原告の権利を侵害するという主張が同法に基づく請求事由に該当すると判示した。被告の編集バージョンは、原告著作物の同一性を損わしめ、原告の才能が現実歪曲された作品を原告の著作物として公衆に呈示したというのである⁸²⁾。しかし同時に、米国著作権法は、著作者の人格的権利でなく、経済的権利を保護

78) Ch. 540 § 43 (a), 60 Stat. 427 (1946) (15 U.S.C. § 1125(a))。1988年の改正により本項は拡張され、より明確化された。

(a)(1) 何人も、取引において商品若しくはサービス又は商品の容器に付して若しくはそれに 関連して語、用語、名称、記号、図形若しくはそれらの結合、又は虚偽の原産地呼称、事実についての虚偽の若しくは誤認を生じさせる記述、又は事実についての虚偽の若しくは誤認を生じさせる表示を使用し、それが、

(A) 当該人と他人との関連、関係若しくは連合について、又は当該人の商品、サービス若しくは商業活動に関する出所、若しくは他人による後援若しくは承認について、混同を生じさせ、又は誤認を生じさせ、又は欺瞞する虞があるとき、又は

(B) 商業広告若しくは販売促進において、当該人若しくは他人の商品、サービス又は商業活動の性質、特徴、品質又は原産地を不実表示しているときは、当該人は、当該行為によって被害を受けており又は受ける虞があると考える者による民事訴訟において責めを負うものとする。

Pub. L. No. 100-667, 102 Stat. 3946 (1988)。現在まで数度の改正がなされているが、本項については1988年以降変更がない。なお、和訳は特許庁による (http://www.jpo.go.jp/cgi/link.cgi?url=/shiryou/s_sonota/fips/mokuji.htm) (最終アクセス2010年4月10日)。

79) Diamond・前掲注20) at 266 n. 38。

80) 538 F.2d 14 (2d Cir. 1976)。

81) 原告は、「Monty Python」という有名なコメディアン・グループの一人で、BBC (British Broadcasting Company) のTVシリーズの脚本を最初に書いた。契約上、BBCが変更する最終的権限を有していたものの、原告はBBCの権限と矛盾しない範囲で、脚本に対する究極的なコントロールを有していた。また、本質的でない部分に限って原作者の事前同意なくBBCが削除できることになっていた。

82) 538 F.2d at 24。

することを目的とするものであり、著作権者人格権を認めておらず、かつ、その侵害に基づく請求事由を提供するものでないと特筆したことは前述したとおりである⁸³⁾。

とすると、Lanham法の意義は、著作権者と被疑侵害者との契約関係が必ずしも著作権者の同一性保持権や氏名表示権を保護するために必要でないことに見いださう⁸⁴⁾。ただし、保護要件として、被告製品が州際商取引に置かれ、かつ不正表示により消費者が欺瞞され又は欺瞞される虞がなければならない⁸⁵⁾。したがって、Lanham法における著作権者人格権の保護は、州際商取引が絡み、公衆を混同させるような侵害が生じた場合に限られる点に限界があるといえる。

3 州法—カリフォルニア州法とニューヨーク州法の比較—

ベルヌ条約加入以前から、いくつかの州において著作権者人格権の保護を明示的に規定する立法がなされた。カリフォルニア州がまず、カリフォルニア芸術保護法 (California Art Preservation Act, 以下「カリフォルニア州法」という) を1979年に成立させた⁸⁶⁾。続いて1984年には、ニューヨーク州が芸術家著作権者性権利法 (Artists' Authorship Rights Act, 以下「ニューヨーク州法」という) を成立させた⁸⁷⁾。他州もこれらに追随する状況である。また、後述するVARA (1990年視覚芸術家権利法) も両者を基礎として形成されている。

(1) 保護の客体

いずれの州法も保護の客体を「美術 (fine arts)」に限定している点で、ベルヌ条約よりも狭い。

カリフォルニア州法上、「美術」に絵画、彫刻、素描、ガラス作品は含まれるが、「買主の商業的利用のために契約に基づいて制作された作品」は排除される⁸⁸⁾。

83) 同上。

84) Diamond・前掲注20) at 267, n. 38。

85) Ludolph & Merenstein・前掲注27) at 219 n. 46。

86) CAL. CIV. CODE § 987-989。カリフォルニア州法における著作権者人格権については、3-8D NIMMER ON COPYRIGHT § 8D.07参照。

87) N.Y. ARTS & CULT. AFF. LAW § 14.03。ニューヨーク州法における著作権者人格権については、3-8D NIMMER ON COPYRIGHT § 8D.08参照。

88) CAL. CIV. CODE § 987 (b)(2)。

また定義上、「原本であり、コピーや複製でないこと」や作品の「認知された品質 (of recognized quality)」との限定が付されていることには注意を要する⁸⁹⁾。この「認知された品質」に係る事実認定は、芸術家、画商、収集家や美術館の専門職員等、芸術について見識のある専門家の鑑定意見に委ねられる旨規定されている⁹⁰⁾。本来主観的な判断であるため、誰が鑑定するかが決定的要因となる。当事者の一方から採用されている場合が考えられるとすると、恣意的な判断になる危険が高い。

ニューヨーク州法では、「原本のみ」又は「認知された品質」という制限はないが、異なる制限を設けている。保護の客体は、「芸術家自身による美術作品もしくは300点以下の限定版、又はその複製」に限定される⁹¹⁾。なお、カリフォルニア州法と同様、ニューヨーク州法は、「宣伝又は取引上の利用を目的とする契約に基づいて制作された作品」には適用されない⁹²⁾。

(2) 保護される著作権者人格権の内容

いずれの州法も氏名表示権及び同一性保持権を認めている。

氏名表示権に関し、著作権者が自己の著作物の著作権性を主張し又は否定する権利を認めているが、著作権性を否定する権利は「正当かつ価値ある理由 (for a just and valid reason)」がある場合にのみ行使できる旨規定する⁹³⁾。かかる要件について、カリフォルニア州法上は定義されていないが、ニューヨーク州法では次のように明示的に規定されている。

著作権性を否定するための正当かつ価値ある理由とは、当該著作物が著作権者の同意なく、著作権以外の第三者により修正 (altered)、外観上の損傷 (defaced)、切除 (mutilated)、又は改変 (modified) され、それによって当該芸術家の名声が損なわれる結果に陥る虞が合理的に認められ、又は損なわれた場合を含む⁹⁴⁾。

89) 同上。

90) 同 § 987 (f)。

91) N.Y. ARTS & CULT. AFF. LAW § 14.03 (1)。

92) 同 § 14.03 (3)(d)。

93) CAL. CIV. CODE § 987 (d), N.Y. ARTS & CULT. AFF. LAW § 14.03 (2)(a)。

94) N.Y. ARTS & CULT. AFF. LAW § 14.03 (2)(a)。

この定義によると、著作者性を否定する権利は、同一性保持権との関連においてのみ、すなわち、著作物が修正等された場合にのみ保護される。

同一性保持権に関し、カリフォルニア州法は、「芸術家が創作した美術作品を所有かつ占有する当該芸術家以外の第三者が、故意に (intentionally) 物理的な外観上の損傷 (physical defacement), 切除 (mutilation), 修正 (alteration) 又は破壊 (destruction)」することを禁止する⁹⁵⁾。「破壊」を含めた点は、前述したように破壊を禁止する権利まで認めるに至らなかったベルヌ条約の保護範囲を拡張するものである。しかしながら、著作者に著作物の所有と占有の両者を求め、さらに「故意」要件を課しており、ベルヌ条約の保護範囲より狭い。ただ、カリフォルニア州法は、その法律の名称に見るように個人の著作者人格権保護よりも芸術の保全を主たる目的としており、著作物を保存 (frames), 保全 (conserves) 又は保管 (restores) する者が重過失 (gross negligence) をもって上記侵害行為をした場合にも訴求できる⁹⁶⁾。また、著作者本人のみならず、芸術を奨励する公的・私的非営利団体が、公益のために美術作品の改変等からの救済を求めて訴求できる⁹⁷⁾。

他方、ニューヨーク州法においては「芸術家又はその許諾を受けた者以外の第三者が、故意に (knowingly) 修正 (altered), 外観上の損傷 (defaced), 切除 (mutilated) その他改変 (modified) された形態で公衆が閲覧できる場所で展示又は公表」することを禁止する⁹⁸⁾。カリフォルニア州法に類似するとはいえ、次の三つの点で異なる。第一に、所有や占有の条件は課されていないが、許諾のない第三者に対してのみ適用される。第二に、著作物に対する修正等の行為に「破壊」までは含まれていないが⁹⁹⁾、行為自体でなく、かかる行為「形態で…公開又は公表」することを禁止する。第三に、「著作物が芸術家の著作物として展示、公表又は複製され、あるいは芸術家の著作物として合理的に認められるであろう事情の下で展示、公表又は複製され、かつその結果、当該芸術家の声望への損害

95) CAL. CIV. CODE § 987 (c)(1)。

96) 同 § 987 (c)(2)。

97) 同 § 989 (c)。

98) N.Y. ARTS & CULT. AFF. LAW § 14.03 (1)。

が合理的に生ずるであろう場合¹⁰⁰⁾」にのみ適用される。

(3) 保護範囲

制限事由として、カリフォルニア州法において、芸術の保全を主たる目的とする性質に由来する制限がある。すなわち、著作物の本質的な損傷等なく建物から撤去することができないような著作物に係る同一性保持権は、「当該建物の所有者が当該権利の留保を明示的に書面により認め、かつその旨適法に登録された場合を除いて」認められない¹⁰¹⁾。また、同一性保持権も氏名表示権も、芸術家の署名が付された書面により放棄することができる¹⁰²⁾。

ニューヨーク州法においては、次のような制限が挙げられる。第一に、同法は、「時間の経過若しくは素材の内在的性質により¹⁰³⁾」、又は複製媒体の変化による「通常の結果¹⁰⁴⁾」により生じた変化には適用されない。第二に、著作物の保全に関して、「保全作業が過失であると認められる場合でなければ¹⁰⁵⁾」保全の結果生じた変化にも適用されない。

保護期間に関し、カリフォルニア州法は、作者の死後50年と規定する¹⁰⁶⁾。ニューヨーク州法においては、保護期間に関する明示的規定はない。ニューヨーク州法が芸術家の人格的名声の保護を趣旨としていることに鑑みれば、その著作人格権が、芸術家の生存期間を超えて保護されるとは考えがたい¹⁰⁷⁾。ただし、いずれの州法も、侵害行為から3年又はかかる行為を発見（ニューヨーク州法は厳密に言うところの擬制発見）して1年のいずれか遅い時期までに行使しなければなら

99) Zuber は、ニューヨーク州法がなぜ「破壊」を含めなかったかについて次のとおり述べている。

推論するに、立法において、芸術家の真の能力が反映されていない改変された著作物の展示は当該芸術家の名声を損なうのが、著作物の破壊がその芸術家の名声を損なうとは考えていなかった。

Joseph Zuber, *Do Artists Have Moral Rights?*, 21 J. ARTS MGMT. & L. 284, 290 (1992)。

100) N.Y. ARTS & CULT. AFF. LAW § 14.03 (1)。

101) CAL. CIV. CODE § 987 (h)(1)。

102) 同 § 987 (g)(3)。

103) N.Y. ARTS & CULT. AFF. LAW § 14.03 (3)(a)。

104) 同 § 14.03 (3)(b)。

105) 同 § 14.03 (3)(c)。

106) CAL. CIV. CODE § 987 (g)(1)。

107) Zuber・前掲注99) at 290-291, n.87。

ない旨規定する¹⁰⁸⁾。

(4) 小活

以上からすると、州法レベルでは、より意義のある著作者人格権保護を求めていることが見受けられる。しかし、保護の客体が「美術」に限定されている点で、ベルヌ条約より狭い。また、カリフォルニア州法とニューヨーク州法は、いずれも氏名表示権と同一性保持権を認めるが、その内容は異なる点が多い。

4 名誉毀損 (Libel)

米国において、著作者人格権を保護する手段の選択肢として名誉毀損も挙げられる¹⁰⁹⁾。これによると、氏名表示権と同一性保持権の保護が一定程度認められる。

例えば、*Ben-Oliel v. Press Pub. Co.* 事件である。原告作家が、自ら制作していない作品を原告の著作物として出版した被告出版社に対して訴訟を提起した。請求自体は別の手続的理由により棄却されたが、裁判所は、文学作品を著名な作家の著作物として許諾なく出版し、かかる著作者性により文学界における当該作家の地位を害するであろう場合には名誉毀損が成立すると判示した¹¹⁰⁾。また、*Clevenger v. Baker, Voorhis & Co.* 事件は、ニューヨークにおける法律実務について書いた原告が、彼の監督又は許諾なく内容が変更されたことに対して、かかる変更を行った出版社を相手に訴訟を提起したものである。編集版はかなりの過誤を含んでいた。裁判所は、問題となった表題部分の言葉遣いや構成が原告によるものと読者に誤認せしめるようなものであると陪審員が合理的に認定できたこと〔からすれば〕、かかる主張事実は名誉毀損を成立させるために十分であると判示した¹¹¹⁾。他方、*Geisel v. Poynter Products, Inc.* 事件¹¹²⁾では名誉毀損は否定された。原告の漫画の買主で著作権者の被告が原告の原画に基づく人形を製造販売したが、原告によるとそれは「魅力的でなく、かつ〔品質的にも〕劣悪品」であったた

108) CAL. CIV. CODE § 987 (i), N.Y. ARTS & CULT. AFF. LAW § 14.03 (4)(b)。

109) 名誉毀損とは「固定媒体、とくに書面であるが、絵画、記号、電子媒体も含む媒体により表現される中傷的発言」である。BLACK'S LAW DICTIONARY (第八版, 2004) 934頁。

110) 167 N.E. 432, 434 (N.Y. 1929)。

111) 168 N.E. 2d 643, 646 (N.Y. 1960)。

112) 295 F. Supp. 331 (S.D.N.Y. 1968)。

め¹¹³⁾、原告が被告の行動が名声を害したと主張して訴訟提起したものである。しかし、裁判所は、同人形は一定品質を有する製品を製造できる能力を有する製造業者により、その技能をもって製造されたと事実認定し、名誉毀損は成立しないと判示した¹¹⁴⁾。

たしかに、名誉毀損による著作者人格権保護は、客観的判断基準を呈示するものとして実効的であるが、著作者は、その著作者人格権が保護されると認められる程度に害される名声を有するほど有名でなければならない。ただ皮肉にも、有名であるほど、その人に対する誹謗中傷は表現の自由により一定程度保護され、その「悪意」を著作者が立証することは甚だ困難となる。また、名誉毀損に基づく法的救済は、著作者の生存期間を超えて保護されない点に限界がある。

5 プライバシー

裁判所は、著作者の氏名等が第三者により利用されることをプライバシー侵害として捉えてきた¹¹⁵⁾。すなわち、プライバシーの理念は、氏名表示権のほか、人格に対する攻撃等を妨げる権利の保護のために利用しうる。

前述 *Clevenger* 事件に類似するが、出版社が著作者である原告との契約に違反して、原告の同意なく原告著作物の改訂版を出版したことに関する事件で¹¹⁶⁾、裁判所は、著作者の氏名の使用がプライバシー侵害に当たると判示した¹¹⁷⁾。

また、*Williams v. Weisser* 事件において¹¹⁸⁾、裁判所は、許諾なく教授のメモを教授の氏名を使って出版することは、プライバシー侵害に当たると判示した¹¹⁹⁾。かかる行為は原告の人格を不正に利用することに相当すると述べられたように¹²⁰⁾、プライバシー法理により、人格に対する攻撃等から救済される権利を一定程度保護することは可能である。

113) *Id.* at 333。

114) 同上。

115) W. Keeton, et al., PROSSER AND KEETON ON TORTS 771, 851 (第五版, 1984)。

116) *Zim v. Western Publishing Co.*, 573 F.2d 1318, 131 (5th Cir. 1978)。

117) 573 F.2d at 1326-27。

118) 273 Cal. App. 2d 726, 78 Cal. Rptr. 542 (1969)。

119) *Id.* at 551。

120) 同上。

ただ一般に、著作者の氏名の使用に基づくプライバシー侵害を主張する請求事由が認められるためには、著作者は使用した者が自己の氏名利用により利益を受けたことを立証しなければならない¹²¹⁾。したがって、使用した者が商業的成功を収めなければ、あるいは商業目的を有していない限り、著作者はプライバシー法理の下で法的救済を受けることはできない。

その他の選択肢として、契約法理に基づいて、著作物を売却する際の契約に人格権の保護に関する適当な条文を含めることも考えられる。しかしながら、実務的には交渉力を要するものであり、通常の芸術家は相対的に弱い地位にあるゆえ適当な条文を含めることは難しい場合が多いであろう。

6 小活

たしかに、当時の米国において、既存の法律の枠組みで氏名表示権や同一性保持権は一定程度保護されていた。しかしながら、たとえすべてを統合的に見たとしても、ベルヌ条約加入前の米国法における著作者人格権保護は、ベルヌ条約において加盟国間の文化的差異に対応するために要件が希釈されたにもかかわらず、ベルヌ条約に整合するために必要最小限の程度にさえ至っていなかったと結論することが相当であろう。

V ベルヌ条約加入後の米国の状況—VARA（1990年視覚芸術家権利法）

前述したとおり、ベルヌ条約加入後わずか1年で、1990年視覚芸術家権利法（Visual Artists Rights Act、以下「VARA」という）¹²²⁾は成立した。本法は、下院ではKastenmeier議員、上院ではKennedy議員がそれぞれ主導した。以下では、本法がベルヌ条約と最小限整合するために必要な程度まで著作者人格権保護を拡大するものであるか否かを検証するため、その立法経過と法内容を考察する。

121) Keeton・前掲注115) at 853, n. 100。

122) Visual Artists Rights Act of 1990, Pub. L. No. 101-650, 104 Stat. 5089 (1990年12月1日成立) (以下「VARA」という)。

1 保護の客体

法の名称が示すように、本法の著作権人格権保護は「視覚芸術家」に対してのみ適用される。保護の客体である「視覚芸術著作物 (work of visual art)」は、次のとおり詳細に定義されている。

「視覚芸術著作物」とは

- (1) 絵画、素描、版画又は彫刻であって、1点のみ存在するもの又は著作者が署名しかつ通し番号を付した200点以下の限定版が存在するもの。彫刻の場合、著作者が通し番号を付し、かつ、署名その他著作者を明らかにする記号を有する、鑄造され、彫刻され、又は組み立てられたものが200点以下存在するもの。あるいは
- (2) 展示のみを目的として制作されたスチール写真映像であって、著作者が署名した1部のみが存在し又は著作者が署名しかつ通し番号を付した200部以下の限定版が存在するもの。

ただし、視覚芸術著作物には、以下のものを含まない。

- (A) (i) ポスター、地図、地球儀、海図、技術図面、図表、模型、応用美術、映画その他の視聴覚著作物、書籍、雑誌、新聞、定期刊行物、データベース、電子情報サービス、電子出版物、もしくは同様の発行物、
- (ii) 販売品もしくは広告用、販売促進用、説明用、表紙用もしくは包装用の材料もしくは容器、又は
- (iii) 第(i)段もしくは第(ii)段に掲げる物品の一部分、
- (B) 職務著作物、あるいは
- (C) 本編に基づく著作権による保護の対象とならない著作物¹²³⁾。

立法経過によると、議会は、経済的権利としての著作権ないし著作物に強く依存する産業界の実務を過剰に圧迫するようになる状況を避けるため、本法を狭く成立させようとした¹²⁴⁾。

前述したように、ベルヌ条約は財産権と著作権人格権の保護の客体に区別を設けておらず、「文芸、学術及び美術の範囲に属するすべての制作物」を保護する。

123) VARA, sec. 602 (17 U.S.C. § 101)。和訳は、CRICによる (http://www.cric.or.jp/gaikoku/america/america_c1a.html#101) (最終アクセス2010年4月10日)。

したがって、視覚芸術著作物に限定したVARAは、ベルヌ条約より保護の客体の範囲は狭い。他方、美術 (fine arts) を保護の客体とするカリフォルニア州やニューヨーク州法と比較すると、スチール写真が含まれる等、若干広くなっている。このスチール写真に関し、「展示のみを目的として制作された」場合に限定されているが、司法委員会において写真を制作する際の当初の目的のみが判断対象となる旨明らかにされている。「当初の目的が展示目的であれば、後に展示以外の目的で使用されたとしても、同写真作品は法案が意図する適用範囲から排除されることはない¹²⁵⁾」。

その他、ベルヌ条約との比較の観点から、以下の二つの条項が特に問題となろう。

(1) 「200点以下の限定版」要件

ニューヨーク州法が300点以下という制限を設けていたのに対し、VARAは200点以下という制限を設けた。この数量的な差異は混乱をもたらしうる。VARAの専占条項によると (詳細は後述)、同法の「視覚芸術著作物」の定義に該当せず、州法の規定のみが適用される著作物については、VARAは州法に専占しない。VARAの立法趣旨の一つである著作権者人格権に適用される様々な州法の「統一性の必要¹²⁶⁾」に対処したといえる反面、次のような問題を抱える。ある芸術家がニューヨーク州で版画を201点制作した場合を想定すると、201点目については、VARAの「視覚芸術著作物」に該当する200点目までと異なる取り扱いがなされるのだろうか、という問題である¹²⁷⁾。

たしかに、このような数量制限は、1) リトグラフや写真といった原本が複数存在しうる美術を認めることや、2) 保護の必要性に応じて、数量制限を拡大する余地があることにおいて実効的である。しかし同時に、かかる数量制限は、芸

124) 136 CONG. REC. E3716, 3716-17 (1990年11月2日版) (Moorhead下院議員発言)。

125) H.R. Rep. No. 514, 101st Cong., 2d Sess. 12, *reprinted in* 1990 U.S. CODE CONG. & ADMIN. NEWS 6915, 6922 (1990)。

126) 136 CONG. REC. H3113 (1990年6月5日版) (Kastenmeier下院議員発言) (VARAの目標の一つは、かかる保護のために全国的標準を設け、統一性と安定性をもたらすことである)。

127) 3-8D NIMMER ON COPYRIGHT § 8D.06参照。

術家が規定する点数を超えるコピーを制作することに対して無駄に歯止めをかけ、ひいては公共の福祉の恩恵をも制限することとなろう。

(2) 「通し番号」要件

VARAの保護を求める芸術家は、通し番号を付すことも要求されている。かかる要件は、著作者人格権に関して方式要件を新たに付加するように見える。前述したように、方式要件が米国著作権法上確立されていたことは、ベルヌ条約加入を遅らせた一因であった。ベルヌ条約に加入したにもかかわらず、しかもBCIAが表示その他の方式要件を縮減したにもかかわらず、通し番号を付す等の方式要件を新たに課すことは、BCIAの目的とも整合しない¹²⁸⁾。

2 保護される著作者人格権の内容

ニューヨーク州法やカリフォルニア州法同様、VARAは氏名表示権と同一性保持権を保護する内容となっている。

(1) 氏名表示権

VARAは次のとおり規定する。

第106A条 一定著作者の氏名表示及び同一性保持の権利

(a) 氏名表示及び同一性保持の権利

第106条に規定する排他的権利にかかわらず、視覚芸術著作物の著作者は、

(1) 次の権利を有する

(A) 著作物の著作者性を主張する権利

(B) 自己が創作していない視覚芸術著作物の著作者として、自己の氏名を使うことを妨げる権利

(2) 自己の名誉や名声を害するような、視覚芸術著作物の変更 (distortion)、切除 (mutilation) その他の改変 (modification) がなされる場合に、同著作物の著作者として氏名が使用されることを妨げる権利を有する¹²⁹⁾。

128) 実務上、「通し番号」は膨大な数の複製と真正品とを区別し、かつ例えばリトグラフのように番号が小さいほど著作物の価値が高いと考える収集家には有益である。しかしながら、芸術家が通し番号をつけ忘れた場合には、著作者人格権の保護は認められなくなる。

129) VARA, sec. 603(a) (17 U.S.C. § 106 A (a)(1)-(2))。

VARA上の氏名表示権は、無記名でいることや匿名にする権利が認められていない点でベルヌ条約第6条の2が網羅する内容にまで至っていない¹³⁰⁾。著作物の著作者としての氏名の利用を妨げる権利は、無記名でいる権利を示唆するものではないからである。著作者の氏名の利用を妨げる権利は、自己が創作したものではない場合、又は著作物が変更 (distorted)、切除 (mutilated) その他改変 (modified) された場合に限定される。したがって、著作物が変更されなかった場合、第三者が著作者を特定することを妨げる著作者人格権はない。匿名についても同様のことがあてはまる。

VARAは、もう一つニューヨーク州法やカリフォルニア州法と同様の問題を抱える。著作者性を否定する権利について、著作物を全く創作していない場合 (第106A条(a)(1)(B)) を除いては、同一性保持権との関連においてのみ認めることである。Damichはこの点、理論的には二つの保護利益は連続するものではないと主張する¹³¹⁾。すなわち、著作物の変更等がなくとも著作者性を否定する権利が存在すべき場合は考えられる。

(2) 同一性保持権

VARAは、同一性保持権について、上記氏名表示権に続けて次のとおり規定する。

第106A条(a)

第106条に規定する排他的権利にかかわらず、視覚芸術著作物の著作者は、

(3) 第113条(d)に規定する制限に従い、次の権利を有する

- (A) 著作者の名誉もしくは名声を害するような視覚芸術著作物の故意の変更に (distortion)、切除 (mutilation) その他の改変 (modification)、又は、かかる権利の侵害となる視覚芸術著作物の故意の歪曲、改変その他の変更を妨げる権利
- (B) 認知された名声 (recognized stature) を有する視覚芸術著作物の破

130) Edward Damich, The Visual Artists Rights Act of 1990: Toward a Federal System of Moral Rights Protection for Visual Art, 39 CATH. U. L. REV. 945, 958-960 (1990)・前掲注30)。その他、前掲注28)参照。

131) Damich at 959, n. 114。

壊 (destruction), 又はかかる権利の侵害となる視覚芸術著作物の故意の、もしくは重過失の破壊を妨げる権利¹³²⁾。

VARAにおける同一性保持権は、著作者の「名誉又は名声」に関連する限度でのみ認められている。この制限は、ベルヌ条約も認めるところである。

著作物の「破壊」を含めた点は、ベルヌ条約プラスの保護を認めるものであるが、「認知された名声 (of recognized stature)」要件が課されている。カリフォルニア州法において、保護の客体が「美術」に制限されていること、及び「認知された品質 (of recognized quality)」と規定されていることと比較すると前進ともいえるが、破壊を含めた意義が没却するおそれがある。歴史的に、米国著作権法は「美的差別をしないこと」を重視してきた。その根拠は「法的訓練のみを受けた者が、最小限で最も明確な限界を超えて絵画的描写の価値に対する最終判断者となることは危険な試みである¹³³⁾」からである。にもかかわらず、「認知された名声」の判断において、裁判官や弁護士は芸術的価値判断に関与せざるを得ないのではないか。

何より、同項には破壊に至らない侵害行為に対して「故意」要件を課するという問題がある。ベルヌ条約第6条の2には、かかる主観的要件による制限はない。Damichが特筆するように、第6条の2に規定するより広い保護範囲こそが著作物人格権の理論と整合する。ある著作物が第三者の単なる過失により改変等なされたとしても、それは著作者の概念又は見解の不正確な描写に他ならないからである¹³⁴⁾。

3 譲渡可能性及び放棄可能性

VARA上、著作者人格権は不可譲であるが、著作者の署名が施された書面により放棄できる。ただし、かかる放棄は著作物及び放棄が適用される用途を具体的に特定していなければならず、かつ、特定された用途にのみ及ぶことが明記されていなければならない¹³⁵⁾。契約における芸術家の相対的に弱い交渉力に鑑み

132) VARA, sec. 603 (a)(3) (17 U.S.C. § 106 A (a)(3))。

133) *Bleistein v. Donaldson Lithographing Co.*, 188 U.S. 239, 245 (1903)。

134) Damich・前掲注130) at 963 n.114。

れば、かかる規定が著作者人格権の保護を縮減する方向に働きやすいことは自明である。この点、初期のKennedy法案は、著作者人格権が放棄又は移転できないとしていた¹³⁶⁾。

ただ、VARAは権利放棄を可能にしつつ、著作権局にさらなる検討を要請した¹³⁷⁾。その後著作権局は中間報告書をまとめたが、1995年12月1日までに結論づけるため、さらなる検討を要するという内容に留まった¹³⁸⁾。さらに、アンケート調査や公聴会を経て、1996年に最終報告書が公表されたが、見解は多様であり、同条項のインパクトを予測することは困難であると結論づけられたにすぎない¹³⁹⁾。

たしかに、ベルヌ条約は著作者人格権の不可譲性までは要求していない。フランス法は、著作者人格権の不可譲性を規定するが、判例において、限定的ながら著作者人格権の放棄が認められている。例えば、小説の映画化において、原著作者の創作性に関するコントロールを制限する契約は履行可能である¹⁴⁰⁾。ただ、原著作者が著作者人格権を絶対的に放棄する契約、あるいは著作者が著作者人格権を譲渡する契約は履行不能となろう¹⁴¹⁾。

フランスが著作者人格権を強力に保護する枠組みに経済原理を導入しようと模索している一方で、米国は経済原理に基づいた枠組みのなかで著作者人格権を取り込もうとしている。権利放棄条項が経済的権利と著作者人格権の境界線を画す重要な局面であることに鑑みると、国の裁量に委ねるほかない。しかしながら、権利放棄条項には、契約によって著作者人格権保護を全く無意味なものとする危険が孕んでいることには注意を要する。

135) VARA, sec. 603 (a) (17 U.S.C. § 106 A (b), (e))。

136) S. 1198 § 3(a), 101st Cong., 1st Sess., 135 Cong. Rec. S6811-13 (1990年6月5日版)。

137) VARA, sec. 608 (17 U.S.C. § 106 A (e))。

138) 45 PAT. TRADEMARK & COPYRIGHT J. No. 1110, 128 (1992年12月17日)。

139) U.S. Copyright Office, *Waiver of Moral Rights in Visual Artworks* (1996年10月24日) (<http://www.copyright.gov/reports/exsum.html>) (最終アクセス2010年4月10日)。

140) Sarraute, *Current Theory on the Moral Right of Authors and Artists Under French Law*, 16 AM. J. COMP. L. 465, 481-482頁脚注37 (1968) 参照。

141) H. Desbois, *Le DROIT D' AUTER EN FRANCE* 470, 541-42 (第三版, 1978)。

4 保護期間

VARAによると、「[本法発効日（1991年6月1日）]以後に創作された視覚芸術作品に関して、[本条] (a)に規定する権利は、著作者の生存期間において保護される¹⁴²⁾」。これは、ベルヌ条約上の「著作者の死後においても、少なくとも財産的権利が消滅するまで存続¹⁴³⁾」するとの規定には整合しない。ただし、続けて規定される例外条項に該当するため、ベルヌ条約には整合しているといえよう。「加入のときに効力を有する法令において、(1)の規定に基づいて認められる権利のすべてについて著作者の死後における保護を確保することを定めていない国は、それらの権利のうち一部の権利が著作者の死後は存続しないことを定める権能¹⁴⁴⁾」が認められているからである。

5 連邦専占

VARAは、州法が本法により保護される視覚芸術著作物に適用される限度において、本法において認められる権利と「同等 (equivalent)」の州法上の権利について本法が専占すると規定する¹⁴⁵⁾。

「同等 (equivalent)」という用語は明確でないが¹⁴⁶⁾、専占条項や立法経過によると、少なくともVARAの「視覚芸術著作物」の定義に該当せず、州法の規定のみが適用される著作物について、州法が連邦法 (VARA) に専占されないことは明らかである。下院司法委員会において、次のように説明されている。

ある州が、本法が適用される視覚芸術著作物に関する氏名表示権又は同一性保持権を著作者に付与する場合、かかる州法は専占される。例えば、本法が適用される著作物における氏名表示権又は同一性保持権等を、著作者の名誉又は名声を害するか否かにかかわらず、連邦法より広い範囲で州法が認めようとする場合、連邦法は州法に専占する¹⁴⁷⁾。

初期のKennedy法案は、単純に州法が連邦法により認められた著作者人格権を

142) VARA, sec. 603 (d)(1) (17 U.S.C. § 106 A (d)(1))。

143) ベルヌ条約第6条の2。

144) 同上。

145) VARA, sec. 605 (17 U.S.C. § 301 (f)(1)-(2))。

146) 一般的には、*Bonito Boats, Inc. v. Thunder Craft Boats, Inc.*, 489 U.S. 141 (1989)参照。

縮減又は妨げるものでない限り、連邦法は州法に専占しないと規定していた¹⁴⁸⁾。ここでも、初期のKennedy法案から後退しているといえよう。

いずれにせよ、専占条項を狭く解釈すべきであると主張する者は多い¹⁴⁹⁾。そして、このような狭い解釈は、ベルヌ条約加入の際の議会の意図にも整合する。というのも、前述したとおり、議会は、米国法がベルヌ条約第6条の2を十分に遵守するものであると結論づけたとき、州法に強く依拠していたからである。

6 小活

以上にみるように、VARAが、著作者人格権保護を連邦レベルに高めた点は評価できるが、保護の客体を視覚芸術著作物に限定する点を始め、VARAの射程範囲は狭く、ベルヌ条約と最小限整合するために必要な程度まで著作者人格権保護を拡大したとはいえない。

VI 結論

ベルヌ条約加入前後の米国法における著作者人格権の保護を検証した結果、次の二点が明らかとなった。

第一に、ベルヌ条約加入前の米国法における著作者人格権保護は、ベルヌ条約において加盟国間の文化的差異に対応するために要件が希釈されたにもかかわらず、ベルヌ条約に整合するために必要最小限の程度にさえ至っていなかったと結論することが相当である。

第二に、ベルヌ条約加入直後に成立したVARAの射程範囲は狭く、ベルヌ条約と最小限整合するために必要な程度まで著作者人格権の保護を拡大したとはい

147) H.R. Rep. No. 514, 101st Cong., 2d Sess. 21, *reprinted in* 1990 U.S. CODE CONG. & ADMIN. NEWS 6915, 6931 (1990)。

148) Kennedy 法案は、次のとおり規定していた。

第106 A 条又は第113条(d)は、州の判例法及び制定法に専占しない。ただし、かかる判例法及び制定法が第106 A 条又は第113条(d)により付与された権利の行使又は条文の執行を削減し、又は妨げる場合にはこの限りではない。
S. 1619, 100th Cong., 2d Sess. § 10 (1988)。

149) Damich・前掲注130) at 973 n. 114, Brett Sirota, *Note, The Visual Artists Rights Act: Federal Versus State Moral Rights*, 21 HOFSTRA L. REV. 461, 481-82 (1992)等参照。

い難い。

米国著作権制度が経済的理念を基礎とすることは、米国憲法における著作権に関する規定やそれに係る最高裁判決から明らかであった。しかし、ベルヌ条約加入前後の状況を改めて検証することにより、米国著作権制度において経済的権利がいかに重要で、ゆえにベルヌ条約が要求する最小限の著作者人格権保護さえ受け入れ難かったことを明らかにできたと思う。ただ同時に、著作権という経済的権利の保護、ひいては公共の福祉促進のみを配慮すればよく、著作者人格権の保護をないがしろにすることまでは正当化されないようである。

たしかに、著作者人格権に関する議論は、様々な対立利益の上にある。著作物における著作者の権利と著作物を支配する所有者の権利、著作物自体の保護と所有者が自己の財産を自由に処分する権利、著作者の表現の自由と鑑賞者又は公衆全体の美的評価、あるいは、著作物における著作者の経済的権利と人格的権利といった対立である。

これらの利益のバランスの最適点は、文化や社会、経済並びに政治により各国多様であり、時代と共に変遷するだろう。しかも、デジタル社会の到来や芸術表現の双方向化といった現代社会を考えると、対立利益も利益享受者もますます多様化し、複雑になっている。

本稿では具体的な日本法への示唆にまで至っておらず、今後の課題としたい。ただ、米国著作権制度は、我が国著作権法において著作者人格権を重視する基本的パラダイムとは180度といってもよいほど異なっており、だからこそ示唆の視点を様々に提供する。

例えば、米国の著作者人格権保護を最小限に抑えた試みは、現代のデジタル社会においては逆に前向きに評価できる。著作物の範囲がコンピュータ・プログラム等に拡大するなかで、VARAにおける保護の客体を視覚芸術著作物に限定した点等である。他方、デジタル社会において、数量制限や通し番号は意味がなくなるであろう。また、我が国著作権法における近時の改正からも示唆されるように、氏名表示権及び同一性保持権の実効的な保護の態様は変革を迫られよう。

たとえ最小限とはいえ、ベルヌ条約が保護する氏名表示権及び同一性保持権も、本質からの再考が求められているのではないか。とはいっても、著作者の人

格的権利も、デジタル社会の到来により一定の修正が要請されたとしても全く無視することもできない。課題は山積みである。

著作権制度の財産的権利と人格的権利とのバランスの最適点をどこに求めるかという挑戦は、今後も続くであろう。ただ、アナログ社会からデジタル社会への転換は、我が国著作権制度の基本的パラダイムを再考する重要な節目として認識すべきかもしれない。